



村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事  
専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に「Q&A 消費生活相談の基礎知識—知っておきたい民事のルール」(ぎょうせい)、「誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—」(国民生活センター)ほか多数。

# 消滅時効

## — 権利には期限がある —

### 1 はじめに

契約当事者は、さまざまな民事ルールとしての権利を持っています。契約した場合には契約に従った履行を求める権利があります。契約相手が契約を守らないときには、それによって被った損害の賠償を請求できる場合があります(債務不履行に基づく損害賠償請求権、415条)。売買契約に基づいて引き渡された商品に隠れた<sup>かし</sup>瑕疵があった場合には、販売業者に対して損害賠償請求できません(瑕疵担保責任、570条)。

消費者金融からの借り入れで利息制限法を超える約定金利を長く支払い続けた場合には、過払金が発生している場合があります\*1。この場合、消費者は払い過ぎた金額の返還を請求できます。

契約の締結の際に民法上の詐欺や強迫の要件を満たす事実関係があれば、表意者はその意思表示を取消しできます。消費者契約では、クーリング・オフや過量販売解除、特定商取引法や消費者契約法による取消しなども考えられます。

それでは、これらの「権利」はいつまで行使することができるのでしょうか。今回は「権利を行使できる期間」について考えます。

### 2 債権の消滅時効

契約をすると、契約当事者は相手方に対して、契約に基づいて「商品を引き渡してください」とか「代金を支払ってください」と請求できる法的な権利を取得します。このように特定の人Aが特定の人Bに対して何かをしてください(これを「作為」といいます)とか、何かをしないでください(これを「不作為」といいます)と請求することができる権利のことを「<sup>さいひん</sup>債権」といいます。債権に対応する相手方の義務を「<sup>さいむ</sup>債務」といいます。

民法上の債権の消滅時効は、その権利を行使することができる時から10年です(167条1項)。権利の行使ができる時とは、「お金を支払うよう請求できる権利」を例にとると、支払期限が来た時を意味します。まだ支払期限が来ていない場合には、相手に対して「支払ってください」とは言えないので消滅時効は進行しません(166条1項)。

ただし、商行為に該当する契約には、商法の消滅時効が適用されます。商法では、債権の消滅時効は5年です(商法522条)。ビジネス上の取引は大量かつ迅速に行われるものであるため消滅時効が短く設定されています。日常的な契約では会社との契約は商行為に該当するので(会社法5条)\*2、債権の消滅時効は5年と短くなります。例えば、消費者金融業者が株式会社



だった場合には、商法に定める消滅時効5年が適用されます。会社以外でも、商法で定めた商行為\*3に該当する場合には商事消滅時効によります。

民法でも、通常の10年の消滅時効のほかに、3年、2年、1年の3種類の短期消滅時効制度を設けています。

3年の短期消滅時効は、医師、助産師または薬剤師の診療、助産または調剤に関する債権、工事の設計、施工または監理を業とする者の工事に関する債権です(170条)。

弁護士、弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から3年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れます(171条)。

2年の短期消滅時効は、弁護士、弁護士法人または公証人の職務に関する債権で、その原因となった事件が終了した時から2年間行使しないときは、消滅します。ただし、その事件中の各事項が終了した時から5年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅します(172条)。

そのほか、下記の債権も2年の短期消滅時効です(173条)。

- 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
- 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
- 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

下記の債権は1年の短期消滅時効です(174条)。

- 一 月又はこれより短い時期によって定められた使用人の給料に係る債権

- 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
- 三 運送賃に係る債権
- 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
- 五 動産の損料に係る債権

飲み屋のツケ(4号)やDVDのレンタル料(5号)などは、1年の短期消滅時効の身近な例です。

### 3 消滅時効の制度理由

債権には、なぜ消滅時効があるのでしょうか。消費者の立場からすると、事業者に対する債権は永久に権利として認められて当然ではないかと感じるかもしれません。では、事業者の消費者に対する債権がいつまでも権利として有効に行使できるのは合理的でしょうか。

例えば、消費者が通信販売で商品を購入して代金を支払い、その時の振り込みの控えを廃棄処分した場合を考えてみましょう。数年後に販売業者が代金が未払いになっているからと主張して代金請求してきました。消費者の手元には支払ったことを証明する資料がありません。このような場合には、消費者は支払わなければならないこととなります。消費者としては、振り込みの控えや領収書を保管しておくことが大切です。では、いつまで保管しておけばよいのでしょうか。小売業者の債権の消滅時効は商法により5年ですから、支払ってから5年間保管しておけばよいわけです。

さて、ここで債権の消滅時効制度の必要性について整理しておきましょう。民法の教科書では、(1)権利の上に眠る者は保護しない(2)証拠の散逸により紛争解決が困難となることを防止する(3)長期間にわたり積み重ねられた取引の安



定を守る、の3点の理由があると説明されます。研究者によってどの理由を重く見るかの違いはありますが、この3点を理由として挙げる点は共通しています。

#### 4 消滅時効の援用

消費者金融からの借り入れなどで、返済期限から10年以上が経過しているのに訴訟を起こされた、違法ではないか、と腹を立てる人がいます。その理由は、「消滅時効が完成して債権は消滅しているから、訴訟を起こすのは違法行為だ」というものです。

しかし、これは間違いです。消滅時効の完成によって当然に債権が消滅するわけではありません。「時効は、当事者が**援用**しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」(145条)と定められています。消滅時効完成後でも、債権者は債権を行使できます。これに対して、債務者は「消滅時効が完成しているので援用します」と主張できる、ということです。当事者(ここでは債務者)が消滅時効の援用をしなければ、裁判所は、債権者の請求に基づいて「支払え」との判決を出すこととなります。消滅時効を援用するかどうかは、当事者の自由に任されているのです。

しかし、当事者が消滅時効制度の存在を知らなかったり制度の正しい知識を持っていないと、当事者の不利になります。制度を知らなかったために援用しなかったり、消滅時効の進行を止めることができなかったとしても救済されないのです。

#### 5 消滅時効をリセットするには

消滅時効の進行を止めることはできるでしょうか。具体的には、それまで進行した期間を初期化して初めから計算し直すための方法はない

でしょうか。ここでは、便宜的に「消滅時効をリセットする」ということにします。では、消滅時効をリセットすることはできるのでしょうか。

契約相手に対して債権者が債権の行使をして、相手が契約どおり履行してくれれば契約関係は無事終了します。消滅時効は問題になりません。ところが、履行期限が来て契約相手の債務者に対して「契約どおり履行してください」と請求しても履行してくれなかった場合にはどうすればよいのでしょうか。そのまま時間が経過すると債権の消滅時効が完成してしまいます。債務者が消滅時効を援用すれば債権の権利行使が認められなくなってしまいます。これはどう考えても不当だと思われれます。

例えば、1カ月後に返してもらおう約束で、あなたがCにお金を貸した場合を考えてみましょう。返済期限が来てもCが返済してくれないため、あなたはCに「返済期限が来ているので返済してください」と請求します。しかし、Cは返してくれません。「手元にお金がない」と言い訳をしたり、無視したりして返してくれないとき、債権が消滅時効にかからないようにするためにはどうしたらよいでしょうか。

このようなケースでは、債権者であるあなたとしては「自分は、Cに返済するように請求しているのだから、権利の行使はしている。したがって、消滅時効は進行しないはずだ」と言いたい気持ちになるかもしれませんが。このような言い分は、消費者金融からの借り入れで業者がしばしば主張するものです。「当社からは、督促状を何回も送っている。電話での請求も繰り返し行ってきた。それを無視して返済しなかったのは、借り手のあなたじゃないか」というわけです。しかし、督促の手紙を送ったり、電話を掛けたり、直接訪問して返済するように告げたりしても、消滅時効をリセットすることはできません。

消滅時効をリセットするためには、裁判などの手続きを取ることが必要です。民法では、消



滅時効をリセットすることを「**時効の中断**」と呼んでいます(147条)。「時効は、次に掲げる事由によって中断する」として請求、差押え・仮差押えまたは仮処分、承認の3種類を定めています。民法が定めている中断事由の請求とは、「裁判上の請求」を意味します。日常生活で用いる日常用語の「**請求**」とは違います(日常用語の請求のことは民法では「**催告**」といいます(153条))。

裁判上の請求として最も一般的なものは民事裁判です。請求しても相手が支払ってくれない場合には、相手に対して民事裁判を起こして確定判決を得れば消滅時効はリセットされます。Cに対する「金〇〇円を支払え」という判決が確定すれば、その翌日から、改めて消滅時効が1日目から進行することになります。確定判決の消滅時効は、もともとの債権の消滅時効が10年よりも短かった場合でも一律に10年となります(157条、174条の2第1項)。

Dが債務者Eに支払うよう催促した場合は(民法上の催告)、消滅時効はリセットされません。ところが、民法には「催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、(中略)…をしなければ、時効の中断の効力を生じない」(153条)との定めがあります。これはどういう意味でしょうか。

例えば、消滅時効の完成まであと一週間しかない、しかし一週間以内に提訴する準備が間に合わないという場合があります。その時には、Dは債務者Eに催告をしておけば、6カ月以内に提訴することにより催告の時点で消滅時効をリセットできるということです。

消費者契約で消滅時効の直前に債権者である事業者から内容証明郵便で督促状が送られてくることがあります。このまま放置すると消滅時効が完成してしまいます。そこで、事業者は、今回支払いが得られない場合には提訴して消滅時効をリセットするために手続きをとっているわけです。事業者にとっては「時効管理」という大

切な業務なのです。このことから、消滅時効完成間近に送られてきた督促状に対して支払いをしなければ、通常は6カ月以内に訴訟が提起されることが想定できます。

## 6 民法改正の動き

現在、法務省では民法(債権法)の改正作業を進めています。消滅時効は改正の中の最も大きな論点の1つになっています。2014年7月には要綱案をまとめる方向で精力的に検討が進められていますので、要綱案がまとまれば方向性が明らかになると思われます。

現段階(2014年4月時点)では、(1)短期消滅時効制度を廃止して民法上の債権の消滅時効を一本化すること(2)現行法の10年は国際的にみても長過ぎるので3年か5年に短縮すること、の2点について検討が進められています。理由として、ドイツ、フランスなどでは、既に短期消滅時効は廃止されていること、国際的に債権の消滅時効は短縮される傾向があること、ドイツでは3年、フランスでは5年となっていることなどが指摘されています。背景には、国際的な商取引がますます迅速化してきていることから、債権の消滅時効も短縮する必要があると考えられているようです。

## 7 その他の権利の行使期間

消費生活にかかわる身近な権利行使期間についても、ここで確認の意味で整理しておきましょう。多くの権利行使期間については、既に取り上げています。

まず、確認しておくべきことは「人が人に対して行使することができる権利は、どんな権利でも『行使すべき時』がある」ということです。その期間を過ぎてしまうと権利はなくなってしまう、行使することができなくなります。そこ



で、権利の行使期間を理解しておくことは日常生活のうえでも大切なのです。ここでは、日常生活でもかかわることがある主なものを取り上げます。

### (1) 民法上の取消権

詐欺や強迫による契約、未成年者などの制限行為能力者の契約などです。

追認できる時、つまり「取消原因がやんだ時」から5年間が基本です。ただし、最長でも契約を締結した時から20年で取消しはできなくなります。民法では、取消原因がやんだ時のことを「追認できる時」と表現しています(126条)。

### (2) 消費者契約法・特定商取引法の取消権

追認できる時から6カ月が基本です。ただし最長でも契約を締結した時から5年までで、5年を過ぎると取消しできなくなります。取消事由が民法上の詐欺や強迫の要件よりも緩やかで、取消しできる場合が広く設定されていることから、民法の取消権の行使期間よりも取消しできる期間が短くなっています(消費者契約法7条、特定商取引法9条の3等)。

### (3) 過量訪問販売の解除権

解除の対象となる契約の締結の時から1年間

です(特定商取引法9条の2、割賦販売法35条の3の12)。

### (4) 売買契約の瑕疵担保責任

隠れた瑕疵があることを知った時から1年です。販売業者に落ち度がない場合でも、販売業者が契約に基づいて引き渡した商品に隠れた瑕疵がある場合には、瑕疵担保責任を負います。債務不履行の場合とは違って、無過失責任です。そのため、権利行使期間は短くなっています(570条)。

### (5) 債務不履行責任

債務不履行に基づく損害賠償請求権や契約の解除権は、債務不履行があった時から10年です(167条1項)。

### (6) 不法行為に基づく損害賠償請求権

被害者が損害を知った時から3年です。ただし、最長でも行為の時から20年となっています(724条)。

\*1 貸金業法・出資法・利息制限法が改正された後の借入れについては、利息制限法と出資法とのズレ(いわゆるグレーゾーン)がなくなった結果、改正後の借入れについてはほとんど過払いは起こらなくなりました。

\*2 スーパー、デパート、コンビニ、銀行は会社です。

\*3 商法では、絶対的商行為、営業的商行為、附属的商行為について定めています。販売業は安く仕入れて高く売る行為ですが、これは絶対的商行為に当たります。

